

指定金融機関制度

〔改訂 平成18年4月〕

地方公共団体は日常的に多額の公金を収入又は支出しており、これに伴う公金取扱事務もかなりの事務量にのぼっている。一方、現代社会においては金融取引の専門化が進んでおり、地方公共団体の公金を収入又は支出する場合にも、その専門的知識が必要とされている。

しかしながら、地方公共団体が金融取引の専門家を養成し、かつこれに要する設備等を備えることは多額の投資を必要とし、実際上困難である。そこで自治法は地方公共団体の公金取扱事務のうち、地方公共団体がその公金の収入又は支出することにつき意思決定をする等地方公共団体自身が行う必要がある事務を除き、金融機関に公金取扱事務を行わせることにより、適正な公金取扱いが確保されるよう措置している（自治法235）。

指定金融機関制度の意義

〔地自実七五〕②

- (1) 指定金融機関制度とは、当該地方公共団体の公金取扱いをするのに適した金融機関を指定金融機関として指定し、これに公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる制度と、指定金融機関を指定していない市町村が当該市町村の収納事務を取り扱わせるのに適した金融機関を収納事務取扱金融機関として指定して、当該市町村の公金収納の事務の一部を取り扱わせる制度の総称である（自治法235、自治令168⑤⑦）。
- (2) 指定金融機関制度は、金融取引の専門的機関である金融機関に公金の収納若しくは支払事務を取り扱わせることにより、
 - ア 公金取扱いの迅速化
 - イ 公金取扱いに関する事故の防止
 - ウ 公金取扱いに要する経費の節減
 等に資することを目的としているものである。
- (3) 指定金融機関制度上では、都道府県は必ず指定金融機関を指定して公金取扱事務を処理させなければならないとされているが、市町村は任意制となっている（自治法235）。

また、収納事務取扱金融機関の指定も市町村の任意制となっている

(自治令168⑤)

参考実務事例

○指定金融機関制度採用の目的

(**事案**) 地方公共団体は、必ず指定金融機関を指定しなければならないか。

(**解釈**) 都道府県は、議会の議決を経て一の金融機関を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

また、市町村は、議会の議決を経て一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる（自治法235①②）。

元来金融機関は、現金の取扱いに最も熟達していることでもあり、公金取扱いの効率的運営と安全を図るうえから、市町村においても金融機関のあるところは、積極的に金融機関を指定して、公金取扱いをさせるようにし、収入役の直接取扱いを避ける方が望ましい。

指定金融機関制度における指定公金取扱金融機関の種類

指定金融機関制度の下における公金取扱金融機関の指定には、その取り扱わせる公金取扱事務の内容から次の4つに分けられる。

(1) 指定金融機関

ア 指定金融機関は、地方公共団体の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関である（自治令168①②）。

イ 指定金融機関は、1地方公共団体について1つの金融機関に限られる（自治令168②）（行政実例参照）。

(2) 指定代理金融機関

ア 指定代理金融機関は、地方公共団体の長が必要があると認めるときに、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を取り扱わせるために指定する金融機関である（自治令168③）。

イ 指定代理金融機関には、その数について制限がなく、また地域についての制限もなく、必要な地に必要な数だけ指定できる。

(3) 収納代理金融機関

ア 収納代理金融機関は、地方公共団体の長が必要があると認めるとき

きに、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を取り扱わせるために指定する金融機関である（自治令168④）。

イ 収納代理金融機関には、その数について制限がなく、また地域についての制限もなく、必要な地に必要な数だけ指定できる。

(4) 収納事務取扱金融機関

ア 収納事務取扱金融機関は、指定金融機関を指定していない市町村の長が必要と認めたときに、収入役をして、その取り扱う公金収納事務の一部を取り扱わせるために指定する金融機関である（自治令168⑤）。

イ 収納事務取扱金融機関の指定には、その数及び地域に制限はない。この4種の金融機関（以下、これらの4つのものを総称して、「指定公金取扱金融機関」という）の指定のうち、(2)及び(3)の金融機関（以下、これらの2つのものを総称して「代理金融機関」という）指定をするには、その前提として、必ず(1)の指定金融機関の指定をしていることが要件であり、代理金融機関のみの指定はなし得ない。

行政実例

○ 「一つの金融機関」の意味 （昭和38.12.19.自治丁行発第93号 各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち）

問 地方公共団体は条例で二つの金融機関が1年交替で本金庫の業務を行なっているが、今回の改正によると新令第168条第1項及び第2項の規定に一つの金融機関を指定するとあるがこの場合

- 1 一つとは半永久的に一つの金融機関をさすか。
- 2 ある一定の期間、例えば年度区分、いわゆる年交替でもさしつかえないか。また半年毎の短期に二つの金融機関が交互に取扱うことは適當かどうか。

答 1 半永久的に一つの金融機関であることを要しない。

- 2 交替制によることもさしつかえないが、半年毎のごとき短期交替制は認められない。

○複数の指定金融機関は認められないのか。

（昭和38.12.19.自治丁行発第93号
各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち）

問 「一の金融機関を指定して……」とあるのは、あくまで単数であるものと考えられるが、現行複数市金庫制度のものは必ず単数にしなければならないか。

答 お見込のとおり。

指定金融機関制度

○指定金融機関を複数指定することの可否

(昭和25.9.19.発達第519号
広島県知事宛 自治庁次長回答)

問 銀行と県信連と本金庫（現行法では指定金融機関）を2本立とすることは、令第165条（現行令では第168条）の規定上できるかどうか。

答 本金庫（現行法では指定金融機関）を2本立にすることはできない。

○指定金融機関の意味

(昭和38.12.19.自治丁行発第93号
各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち)

問 指定金融機関は一つの金融機関であるが、市町村の場合当該地域の所在店舗を指すのか。全店舗を意味するのか。また指定代理金融機関等についても当該金融機関の全店舗を意味するのか。

答 「一の金融機関」とは一地方公共団体を通じて指定金融機関たる法人が一つでなければならないということである。しかし、指定契約により、一つの金融機関の本（支）店のうち当該市町村の区域内にある本（支）店のみを指定することができる。

○指定代理金融機関の数

(昭和38.12.19.自治丁行発第93号
各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち)

問 指定金融機関のある同一市町村内に指定代理金融機関を設置し、また同一市町村内に数個の指定代理金融機関を設置しても違法ではないか。

答 違法ではない。

○二つ以上の指定金融機関の設置の可否と交替制

(昭和38.12.28.自治丁行発第104号
長崎県出納長宛 行政課長回答)

問 1 当県においては、当県の特殊事情から、従来地元二銀行（十八、親和）に共同して金庫事務を取扱わせている。すなわち、金庫契約は連名で行なっている実情でありますが、今回の地方財務会計制度の改正により、金庫制度が指定金融機関の制度に変るに当り、地方自治法施行令の改正経過措置（改正令附則第4条）の規定により、従来の本金庫事務取扱銀行（連名二行）をそのまま、指定金融機関とみなすことはできないか。

2 前問において、施行できないとした場合において、これら二つの金融機関を1年交替で指定金融機関に指定しようとした場

合、二行を1年交替で指定するものとする旨、最初に一括して議会の議決を経ておくことはさしつかえないか。

答1 できない。

2 さしつかえない。

○各会計ごとの本金庫（指定金融機関）

（昭和32.12.27.自丁行発第234号
（石川県総務部長宛 行政課長回答）

問 市町村は、一般会計並びに特別会計毎に本金庫（現行法では指定金融機関。以下同じ。）を設けることができるか。

答 本金庫は一つに限ると解される。

参考実務事例

○1年交替制による指定の可否

（事案） 複数の指定金融機関の設置はできないこととされているが、2つの金融機関を1年交代で指定金融機関に指定することはできるか。

（解釈） 金融機関の指定については、自治法第235条第1項、第2項を受けて、自治令第168条第1項、第2項で、「一の金融機関を指定して」と規定されており、この法意は、「一地方公共団体を通じて指定金融機関たる法人が一つでなければならないということである。ただし、指定契約により、一つの金融機関の本（支）店のうち当該市町村の区域内にある本（支）店のみを指定することができる」（昭38.12.19通知）ということだとされている。これは、地方公共団体の公金の収納及び支払の事務を能率的に処理するとともに資金状況を統一的に把握して資金運用を計画的、効率的に行い、また、地方公共団体に対する責任を集中させるためには、指定金融機関は单一であることが必要であるからである。しかしながら、半永久的に1つの金融機関であることを要しないし、交替制によることも差し支えないが、半年毎のごとき短期交替制は認められないと解されている（昭38.12.19行実）。交替制自体は、地方公共団体の事務処理上支障がない以上、別段禁止されているわけではないので、認められることになるが、交

指定金融機関制度

替制を採用すると当該団体の出納事務の適正な経由の面、住民の立場からの不便が考えられ、慎重な検討が必要である。

このようなことから、複数の指定金融機関を指定することはできないが、交替制をとることは法律上は可能である。

指定公金取扱金融機関の指定手続

指定公金取扱金融機関の指定行為には、狭義の指定行為と狭義の指定行為に基づき当該指定した金融機関に公金の取扱いをさせるための行為とに分けられる。

(1) 狹義の指定行為

狭義の指定行為とは、地方公共団体が当該地方公共団体の公金取扱いをさせる金融機関を指定する行為であり、この指定行為自体は地方公共団体と指定される金融機関との合意による契約ではなく、地方公共団体の単独行為で一方的に指定する行為である。しかしながら、地方公共団体の指定は、指定された金融機関に対して公金取扱いをする能力を付与したに止まり、これを強制できるわけではないから、指定しようとする金融機関との間で指定に先立って少なくとも指定されれば公金取扱いをするという点についてあらかじめ合意しておくことが必要であろう。

狭義の指定行為の手続は次のとおりである。

ア 指定金融機関

(ア) 議会の議決（自治令168①②）

(イ) 指定

(ウ) 指定の告示（自治令168⑨）

イ 指定代理金融機関及び収納代理金融機関

(ア) 指定金融機関の意見聴取（自治令168⑧）

(イ) 指定

(ウ) 指定の告示（自治令168⑨）

なお、指定の変更等についても、次のとおり指定と同様の手続を要する。

ア 指定金融機関の変更